定 款

岩手県オイルターミナル株式会社

定款

第1章 総則

(商 号)

第 1 条 当会社は、岩手県オイルターミナル株式会社と称する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 石油類受払作業の請負
 - (2) 石油類貯蔵施設の賃貸
 - (3) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本社を岩手県釜石市におく。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、90,000株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(株券の種類)

第 7 条 当会社の株券はすべて記名式とし、1 株券、10 株券、100 株券、500 株券、 1,000 株券及び 10,000 株券の6 種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を他人に譲渡する場合は、取締役会の承認を要するものとする。

(株主の住所、氏名及び印鑑の届出)

- 第 9 条 当会社の株主、株式の質権者及び信託財産の受託者またはその法定代理人若 しくは代表者は、当会社所定の用紙により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届 出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。
 - 2 前項の届出を怠ったため生じた損害については、当会社はその責に任じない。

(株式の取扱)

第10条 当会社の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券に関する手数 料、その他株式に関する取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規則に よる。

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。
 - 2 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一 定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主を持って、その権利を行使す ることができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3箇月以内にこれを招集するものとし、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集地)

第13条 当会社の株主総会は、釜石市、盛岡市、仙台市及び東京都千代田区のいずれ かで開催する。

(招集者)

- 第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会の決議に 基づき取締役社長がこれを招集する。
 - 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他 の取締役がこれを招集する。

(議 長)

- 第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。
 - 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他 の取締役がこれに当たる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、総株 主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれ を決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人に委任して議決権を行使することができる。この場合において代理人は、株主総会の開会前に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項を記載し、議長及び出席した取締役が これに署名または記名押印する。

第4章 取締役及び取締役会

(定 員)

- 第19条 当会社の取締役は11名以内とする。
 - 2 取締役に欠員を生じた場合、法定の員数を欠かず、かつ業務に支障のないと きは補欠選任を行わないことができる。
 - 3 当会社に相談役若干名をおくことができる。 相談役は取締役会の決議により社長がこれを委嘱する。 相談役は当会社の運営に関し社長の諮問に応ずる。

(選任並びに解任)

- 第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。
 - 2 取締役の選任並びに解任決議は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出 席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。
 - 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終 結のときまでとする。
 - 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、補欠の場合は前任取締役の、増員の場合は、他現任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長及び専務取締役1名を選任するほか、必要により常務取締役若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第23条 当会社の代表取締役は、取締役社長及び専務取締役とする。

(業務の執行)

- 第24条 取締役社長は、株主総会、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄 する。
 - 2 専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐して会社の業務を分掌する。
 - 3 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により、他 の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の設置)

第26条 当会社に取締役会を置く。

(取締役の権限)

第27条 取締役会は、取締役をもって構成し、法令または定款に定める事項その他当 会社の業務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集者及び議長)

- 第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを召集し その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他 の取締役がこれを代行する。

(招集通知)

- 第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の一週間前まで に文書により発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮するこ とができる。
 - 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を省略 して開くことができる。

(決 議)

- 第30条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数によってこれを決する。ただし、取締役会規則で定める重要事項については、取締役の過半数が出席し、その4分の3以上によってこれを決する。
 - 2 前項に係らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めあるもののほか取締役会 で定める取締役会規則による。

(議事録)

第32条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項を記載し、議長及び出席した取締役及 び監査役がこれに署名または記名押印する。

第5章 監査役及び会計監査人

(定 員)

- 第33条 当会社に監査役を置く。
 - 2 当会社の監査役は3名以上とする。

(選 任)

- 第34条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席する 株主総会において、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(任期)

- 第35条 監査役の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終 結のときまでとする。
 - 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任 した監査役の任期の残存期間と同一とする。

(監査役会及び常勤監査役)

- 第36条 当会社に監査役会を置く。
 - 2 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

- 第37条 監査役会は、各監査役が召集する。
 - 2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。
 - 3 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、召集手続きを省略して開くことができる。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(会計監査人)

- 第40条 当会社に会計監査人を置く。
 - 2 会計監査人は株主総会においてこれを選任する。

第6章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

- 第42条 毎事業年度の剰余金の配当は、株主総会の決議により行う。
 - 2 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録質権者に支払うものとする。

(除斥期間)

第43条 剰余金の配当金が、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、 当会社はその支払義務を免れるものとする。

平成15年6月19日一部改正 平成18年6月23日一部改正 平成27年6月24日一部改正